



第13回

### 債権回収の様々な手法

今回から数回にわたって、取引先が任意に支払をしない場合の対処方法について、述べていきたいと思えます。

#### 1 突然の「破産申立通知」

前兆無しに、突然、破産申立人(相手会社)代理人弁護士から「破産申立通知」が来たときは、ほとんどの場合になすすべはありません。相手会社(相手方)からの回収を、破産手続とは別に独自に行うことは原則不可能です。

なぜなら、かかる場合には、自社が相手方に対して有している債権は、裁判所(ないし破産管財人)による破産手続の中で、法律に則って処理されることになるからです。自社ができることは、せいぜ

以下のことです。相手方の所有する不動産に対し抵当権を設定していた場合は、同抵当権の実行をして債権回収を計ることができます。

また、相手方が支払不能になる前より有していた債権債務について「相殺」を行うことにより、実質的な債権回収を計ることがあるいは、相手方(債務者)以外の第三者に、相手方(債務者)に代わって弁済してもらうこと(「代位弁済」)です。

#### 2 相手方から支払の延期を求められたらどうするか。

##### ア 現実化と現実化

以上のように、破産申立通知が来たときには、すでに、こと遅しということ。ですから、相手方から支払延期の要請があったときは、これが債権回収の最初で最後の最大のチャンスと考える必要があります。

債権回収方策としては、回収の「現実化」⇨現時点で回収すること、回収の「現実化」⇨将来の回収を確実にすることの2

方策があります。これらについては、後に詳しく述べます。

##### イ 出荷停止か出荷継続か

業間での継続的取引の場合には、出荷を停止するか継続するかを判断をすぐに行う必要があります。

①相手方の信用調査をし、今後の支払い合わすも困難と判断すれば、即、出荷停止とすべきです。具体的には、内容証明郵便で、継続的供給契約の即時解除条項に基づき、契約解除を通知することになります。

②支払延期要請は一時的なもので、今後の支払いはなんとか大丈夫と思われると判断したときは、出荷継続となるでしょう。その際に、今後の取引につき現金決済とするのも一つの手法です。また、同債権について、連帯保証人を付けてもらうことも考えるべきです。銀行の連帯保証人になっている社長だけではダメで、他の資産がある人にもなってもらうことが必要です。

##### ウ 現実化の方策

まず、債権回収の現実化の方策をいくつか紹介します。

①「延期拒否」(どういう選択をするかは、相手方と自社の取引関係にもよります。以下同様)延期を認めず、他から借り入れしても支払ってもらうことです。

②「商品引上」 自社の納入した商品を返品形式などで引き上げることです。動産売買の先取特権が自社にはありますので、他の債権者を害する詐害行為とはなりません。ただ、注意しなければならぬのは、相手方の了解がないと窃盗罪が成立することになります。ですから、予め書面を作成して持つていき、返品処理承諾の署名・押印をもらうことが必要です。

③「代物弁済」 お金がないなら金銭以外の物で代わりに支払ってもらうことです。代物の価値が債権額に比して高額過ぎるときは、暴利行為として無効となる場合もあるので、清算すべきです(以下次号に続く)。

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります  
http://www.hiroshima-kigyo.com

相談予約専用フリーダイヤル なやみよ まるく  
0120-7834-09

予約受付:平日9時~21時、土曜10時~17時  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分  
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455

中四国最大級(弁護士15名、秘書26名) H23.4 現在

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

契約書 債権回収 労務問題  
知的財産 倒産・再生 顧問契約

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー第2回  
「取締役の経営責任と企業の社会的責任(CSR)」講師:弁護士 山下江  
日時:平成23年5月24日(火) 18:30~ 会場:八丁堀シャンテ  
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!